

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成三十三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものと除く。

一 戰傷病者 戦没者 遺族等 援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号。以下「遺族援護法」といふ。）第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第二百五十五号」という。）附則第五条若しくは附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金

二 法律第二百五十五号附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は法律第二百五十五号附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金

三 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条の規定により支給される特例傷病恩給

四 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金又は障害一時金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十五号）第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金

六 若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財團法人共済協会が支給した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

七 国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

八 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により障害の状態となつたものに対し、国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧通信共済組合その他の政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 平成三十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したとの交付を受けた者（受けとができる者を含む。））であつて同日において日本の国籍を有していた者は、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成三十三年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けとができる者を含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、平成三十三年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予中の者を除く。）

三 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行う。

特別給付金の額及び記名国債の交付

第四条 特別給付金の額は、十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

第五条 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項で、都道府県知事が處理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

（特別給付金を受ける権利の受継）

前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求権の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなさし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第六条 特別給付金を受ける権利は、これを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

（時効の完成猶予及び更新）

第七条 特別給付金に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

第十二条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別給付金に係る請求の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

<p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。</p> <p>(国債の発行の日)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成三十三年十月一日とする。</p>
<p>附 則 (昭和四二年七月一四日法律第五八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律中、第三条から第五条までの規定及び附則第七条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。</p>
<p>2 次の各号に掲げる規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。</p>
<p>1 及び二 略</p> <p>3 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「特別給付金支給法」という。）第二条及び同法附則第二項</p>
<p>四 附則第七条第一項</p> <p>(特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七条 この法律による特別給付金支給法第二条及び同法附則第二項並びに法律第八号附則第十一条の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に關し、特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第三条第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十二年四月一日」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 前項に規定する者に支給する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかわらず、昭和四十二年五月十六日とする。</p>
<p>附 則 (昭和四四年七月一五日法律第六一號) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。</p> <p>(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第九条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項及び戦傷病者戦没者援護法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定の改正により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を適用する場合は、「昭和四十四年十月一日」とする。</p>
<p>2 前項に規定する者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかわらず、昭和四十四年十月一日とする。</p>
<p>附 則 (昭和四五年四月二一日法律第二七号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。</p> <p>(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)</p> <p>第六条 この法律による遺族援護法第七条第一項の規定の改正により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ三の第一款症から第四款症までに係る障害年金又は障害一時金を受けに至つた軍人軍属であつた者又は準軍属であつた者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）による改正前の遺族援護法第二条第三項各号に掲げる者であつた者に限る。）は、この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けた者又は受けたことがある者とみなす。（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正等に伴う経過措置）</p>
<p>第七条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項の規定の改正又は前条の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、同法を適用する場合</p>

<p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。</p> <p>(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項の規定の改正により同法第三条に規定する特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、同条第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。</p>
<p>附 則 (昭和四六年四月三〇日法律第五一號) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四七年五月二九日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四八年七月二十四日法律第六四号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四八年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四九年二月三一日法律第一三〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和四九年五月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定並びに附則第四項の規定は公布の日から、第四条、第六条及び第七条の規定は同年十月一日から施行する。</p>
<p>2 この法律は、昭和四九年六月二七日法律第一〇〇号</p> <p>附 則 (昭和四九年五月二七日法律第一〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和五十年三月三一日法律第一〇〇号</p> <p>附 則 (昭和五十年五月二七日法律第二二二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和五一年五月一八日法律第二二二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五一年七月一日から施行する。ただし、第五条、第七条、附則第五条及び附則第六条の規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。</p>
<p>2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかわらず、旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。</p>
<p>3 旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者については、当該特別給付金について、なお従前の例によることの特別給付金とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「十年</p>

を経過した日」とあるのは、「十年を経過した日（その日が昭和五十一年十月一日前であるときは、同日）」とする。

(特別給付金の支給の特例)

第六条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者には、同条第二項の特別給付金を支給する。

附 則 (昭和五二年五月二十四日法律第四五号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条、第四条、第六条、第九条、第十一条及び附則第六条の規定 公布の日

(第九条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法附則第三項の規定は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号)第七条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第一項の規定により交付された国債の償還金の支払についても、適用する。

附 則 (昭和五四年五月八日法律第十九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条、第七条、第九条、第十条、次条、附則第五条及び附則第六条の規定 昭和五十四年十月一日

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二十二号附則第五条第三項の規定)の適用については、旧法第三条第一項の特別給付金一力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第三条第二項の特別給付金に係る第四条第二項に規定する国債の発行の日は、当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。

附 則 (昭和五六年四月二十五日法律第二六号) 抄
(施行期日等)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 から三まで 略

四 第四条、第九条、第十条及び附則第三項の規定 昭和五十六年十月一日

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)
(この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。)

附 則 (昭和五七年八月一〇日法律第七三号)
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条から第六条までの規定は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七三号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び附則第七条の規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一改正に伴う経過措置)

第七条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第五条第二項に規定する者には、支給しない。

附 則 (昭和五九年一二月二十五日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(政令への委任)

附 則 (昭和六一年五月二〇日法律第五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一年十月一日

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金(旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したものに係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。)附則第五条第二項に規定する者

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者

3 法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、昭和六十一年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事實上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であ

つたことにより法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者（同法附則第五項又は第八項に規定する者以外の者にあっては、同法による特別給付金を受ける権利を取得した者）に限る。

4 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による特別給付金を受ける権利を取得した者）に限る。

金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、昭和六十一年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した者）に限る。

5 当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五条第三項又は附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

前項の規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかるわらず、その者が法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十一年十月一日	六十万円
昭和五十二年七月十四日	五十七万円
昭和五十四年十月一日	五十万円
昭和五十五年十月一日	四十八万円
昭和五十六年十月一日	四十五万円
昭和五十七年十月一日	四十二万円
昭和五十八年十月一日	三十九万円
昭和五十九年十月一日	三十六万円
昭和六十年八月一日	三十三万円

（特別給付金の支給の特例）

第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第五条 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第八項に規定する者に限る。）は、同法第三条第一項又は第八項に規定する者に限る。

であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において日本の国籍を有しているものは、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日ににおいて、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

1 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十八項又は第三十項に規定する者

2 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

3 当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十九項又は第三十項」とあるのは「附則第二十九項」と、同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第一項又は第三条第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十一年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日」とする。

附 則（平成三年五月二日法律第五五号）抄
（施行期日等）

第一条（この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
（政令への委任）

第四十二条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する事項は、政令で定める。

附 則（平成六年一月四日法律第九三号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次条から附則第四条までの規定は、平成三年十月一日から施行する。

ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とあるのは、「附則第三十九項」と読み替えるものとする。

5 昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十ニ号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む)の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者並びに昭和五十一年特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

6 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とあるのは、「附則第四十項又は第四十一項」と読み替えるものとする。

7 第一項、第三項又は第五項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害をするものに係る特別給付金の額は、十五万円)」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
(旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置)

第二百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書の第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第一百五十七条第四項から第六項まで、

第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)

五百十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の

地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

3 一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月

十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。(以下この項において同じ)が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十

八号) 別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。(以下この条において同じ。)であつて、同日において日本国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」といふ。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下

6 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戰傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規

は戦傷病者等となる者の妻であったことにより、平成八年改正法附則第二条第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円
第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円
前項の規定により支給する特別給付金 百万円

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の見三と適用する。このことなれば、所定第三条第一項の特別合意に受けらるることとする。

条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

昭和五十一年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等

の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者
一 戦傷丙者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）
附則

第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成ノ年改正法による改正前の単傷病者等の妻は文する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

第五条 平成十三年改正附則第三条の規定により平成十三年特別給付金を受ける権利を得てした者

事情についたと認められる者を含む。)であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、

それぞれ當該各号に定めるもの（平成十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、所云第三二第一項の特例合併金を支給する。

る)には新法第二条第一項の特別給付金を支給するたなし。当該単傷病者等がその死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金

たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に

基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当する者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が附表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該

したるを除くの三語、紙作い候る障の程度が見給はる表第ニ及て第一号表ノ二に該當して、いたときに限る。

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十

「二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十三年特別給付金を受ける権

利を取得した者

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に
付一 ら特別合併金支給云第ニモニ見シ一 ら戦傷病者等（同上）「昭二一二三二月二日二つら

に対する特別給付金支給法第二条は規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規

定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八

三 年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)
平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間ニ在リニシ平成八年改元去ニシる故

三、立成川年一月一日から立成川五年三月三十日までの間に改正法に在りて正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条件）昭和

十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するもの

同条に規定する戦傷病者等となる者を含む) 平成八年改正法附則第一条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年改正法による改

正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条件下「昭和一二三七月二日」から「昭和二年三月一八日」に就き又替て同条件見三ヶ月間）

十二年七月七日」とあるのを「昭和六年八月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第四

項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者

一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

四 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円」とあるのは「五万円」と、「十年」とあるのは「五年」とする。

附 則（平成二十三年四月二七日法律第二五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）の規定により支給金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。
(特別給付金の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を得得した者

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第四条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則

る改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

第七条 次の各号に掲げる戦傷病者等（平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡したものに限る。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情であったと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成二十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日ににおいて、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

六 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 平成二十三年十月一日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第二項各号に掲げる給付（当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。）を受ける権利を取得した者

八 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

九 当該戦傷病者等の死亡後平成二十三年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

十 第一条に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）」とあるのは、「五万円」とする。

十一 二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

十二 三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十三年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

十三 一 平成二十六年六月四日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(廃除、申請等に関する経過措置)

第二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に係るものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第四条 一 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

二 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

三 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

四 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

五 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第五条 一 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二 附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第六条 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができることとされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年四月一五日法律第二八号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日

二 第二条並びに附則第五条及び第六条の規定 平成三十三年四月一日

三 附則第七条の規定 平成三十三年十月一日

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(次条第二項から第十二項まで並びに附則第三条及び第四条において「平成二十八年新法」という。)第三条第一項の規定並びに次条第二項から第十一項まで及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

3 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた者には、支給しない。

〔昭和六年九月十八日〕と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、平成二十八年新法第二条各号に掲げる給付(以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けた者には、支給しない。

〔昭和六年九月十八日〕と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)のうち年金たる給付を受けた者には、支給しない。

号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成二十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第二条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第二条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。)に限る。

平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第四項の規定により平成十八年特別給付

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号)。以下「平成八年改正法」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

〔昭和五十一年改正法〕といふ。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条

12 第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
第三項から前項までの規定により平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成二十八年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 四十五万円
三 第九項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円
(平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例)

読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則
第三条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等（平成十八年十月一日（第二号に規定する戦傷病者等にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成二十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）に

は、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたとき限り。

一 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成二十八年旧法第二条に規定する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第七項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

八 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第八項又は第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

九 昭和五十五年までに規定する者には、前項の規定にかかわらず、平成二十八年新法第三条第一項の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

一 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

2

三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十八年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。附則第七条第二項において同一。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

四 第一条に規定する特別給付金については、平成二十八年新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）」とあるのは、「五万円」とする。

五 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和三年新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第二項に規定する者及び令和三年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

六 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条において「令和三年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

七 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和三年新法」という。）第三条第一項の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条において「令和三年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金についても、支給しない。

八 第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第七条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、令和三年旧法第三条第一項の特別給付金（以下この条及び次条において「平成二十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

九 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第三項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限り。

十 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第三項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限り。

により、附則第二条第四項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限り

6
平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第一条第五項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7
平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受ける日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給対象ととするものを受けた場合に当該給付に係る法令による障害を支給対象としない場合）は、当該給付に係る障害を支給対象とする場合に当該給付に係る障害を支給対象としない場合

受ける権利を失うべき事由は該当した者を除く」の該當給付は併存の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことに限り、附則第三条第六項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受け

9 る権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第七項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦

傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた確実を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該合計に係る章書の量度が割合去川長第一号

表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第八項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていると

き、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことに限り、附則第三条第九項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを

受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、令和三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第三条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、令和三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等となる者（当該合計を受ける日以後に当該

13
付金を受ける権利を取得した者に限る。

る程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一である。

第六条 令和三年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、令和三年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

- 一 附則第三条各号に掲げる者
 二 附則第三条の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者
 第七条 附則第四条第一項各号に掲げる戦傷病者等（平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に死亡した者に限る）の妻であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（令和三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、令和三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、令和三年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第九号）第一条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後令和三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、令和三年新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円。）」とあるのは、「五万円」とする。

附 則（平成二十九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日
 （政令への委任）

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。